

豊橋市資源化センター剪定枝チップ等販売要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市資源化センターにおいて、剪定枝を破碎・膨潤処理することにより生成する剪定枝チップ及び剪定枝膨潤品（以下「剪定枝チップ等」という。）の再生利用を図り、リサイクル率の向上、焼却施設の負荷軽減及び地球温暖化の防止に資するため、剪定枝チップ等の販売及び提供について必要な事項を定めることを目的とする。

(購入申込み)

第2条 剪定枝チップ等を購入しようとする者（以下「購入者」という。）は、剪定枝チップ等購入申込書（様式第1）に必要な事項を記載の上、購入希望日の7日前までに申込みをしなければならない。ただし、袋売りを希望する場合、又は市長が特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(製品の製造)

第3条 市長は、剪定枝チップ等の製造を計画的に行うものとする。

- 2 剪定枝チップ等の製品の形状は、原則として次に示す形状とし、品質維持に努めるものとする。

品目	大きさ
剪定枝チップ	5 c m程度
剪定枝膨潤品	1 c m程度

(剪定枝チップ等の引渡し)

第4条 市長は、在庫量を考慮し、引渡しの可否、引渡す数量及び日時を調整し、申込者に連絡するものとする。

- 2 購入者は剪定枝チップ等の引渡し日時に、資源化センターにおいて剪定枝チップ等の引渡しを受けるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、日時を変更することができる。
- 3 購入者がトラック等により引渡しを受ける場合は、購入量を目途に積み込んだ実重量に応じた代金を現金で支払うものとする。
- 4 袋売りを希望する場合は、あらかじめ市が用意する袋と引き換えで、袋数に応じた代金を現金で支払うものとする。なお、1回の引渡し量は10袋までとする。また、支払いを行ったのち、当日中に自身で袋詰めを行うものとする。

(販売価格)

第5条 剪定枝チップ等の販売価格は、以下のとおりとする。

品 目	100kg 当たり	1袋当たり (1袋45リットル)
剪定枝チップ	50円	20円
剪定枝膨潤品	100円	30円

2 前項の重量について、100kg 未満の端数は、100kg とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めた場合は、無償提供することができる。

(免責)

第6条 市長が剪定枝チップ等の販売の制限又は停止したこと及び使用により、購入者又は第三者に損害が生ずることがあっても、市長はその責を負わないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則 (平成25年1月10日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、剪定枝チップ等の購入の申込みその他準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附則 (令和元年9月30日決裁)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則 (令和2年12月25日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。